JAPAN SYSTEMS CO.,LTD.

## 最終更新日:2017年4月10日 ジャパンシステム株式会社

代表取締役社長 井上 修

問合せ先:総務部 電話03-5309-0300

証券コード: 9758

http://www.japan-systems.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1.基本的な考え方

当社は、当社の経営理念である〈顧客指向><株主指向><社員指向>を実現し、企業価値を最大限高めるためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要かつ不可欠と認識しております。経営の透明化・公正性・迅速な意思決定の継続向上に努め、株主を始めとする全てのステークホルダーに対し社会的責任を果たす所存であります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

#### 2.資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

## 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エンタープライズ サービシーズ エルエルシー	13,973,000	53.63
安岡 彰一	1,082,146	4.15
ジャパンシステム社員持株会	630,268	2.41
株式会社みずほ銀行	526,500	2.02
佐々木 雄也	334,500	1.28
中野 進	206,200	0.79
坂田 憲昭	194,800	0.74
峯 鉄夫	170,000	0.65
安岡 孝文	124,784	0.47
樋口 英理子	124,784	0.47

## 支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無<sup>更新</sup>

エンタープライズ サービシーズ エルエルシー(未上場) エンタープライズ サービシーズ プラーノ エルエルシー(未上場) DXCテクノロジー カンパニー(ニューヨーク証券取引所に上場) (上場:海外) (コード)

補足説明 <sup>更新</sup>

エンタープライズ サービシーズ エルエルシーは、当社の株式を13,973千株(所有割合53.63%)保有しております。DXCテクノロジー カンパニー(以下、DXCといいます)は、エンタープライズ サービシーズ エルエルシー及びエンタープライズ サービシーズ プラーノ エルエルシーを通じて当社株式を13,973千株(所有割合53.63%)を間接保有する最終的な親会社です。

## 3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	情報·通信業

直前事業年度末における(連結)従業員 数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

# 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、親会社であるDXC及びその他DXC企集グループとの取引等を行う場合には、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件、市場価格等を勘案し、公正かつ適切な取引とすることとしております。

なお、当社の売上高全体に占めるDXC及びその他DXC企集グループとの取引の割合は僅少であります.

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、親会社であるDXCが当社発行済株式総数の53.63%を間接的に保有するとともに、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く) 6名のうち4名を、DXCの日本における子会社である株式会社日本エンタープライズサービスから受け入れております。

このように当社とDXC及びDXC企業グループは、資本及び人的関係において密接な関係にありますが、当社の経営判断につきましては、当社独自の判断に基づき意思決定を行い、また、業務執行に関しては執行役員を構成メンバーとする執行役員会にて適正な判断が行なわれており、当社経営の独立性は確保されているものと認識しております。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )										
<b>Ka</b>	周江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
上野 南海雄	他の会社の出身者											
亀谷 二男	その他											
有木 均	他の会社の出身者											

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- n 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上野 南海雄				上野南海雄氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社のコーポレート・ガバナンスの強化をはじめ経営全般に反映していただけるものと判断し、選任しております。また、当社は東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことなどを判断し、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
亀谷 二男				亀谷二男氏は、直接会社経営に携わった経験 はありませんが、長年自治体行政に関わった 豊富な経験と大学教員としての幅広い知識と 見識を当社の監査に反映していただけるものと 判断し、選任しております。

有木 均	有木均氏は、企業経営者としての豊富な経験 と幅広い知識を当社のコーポレート・ガバナン スの強化をはじめ経営全般に反映していただ
	けるものと判断し、選任しております。

#### 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締 役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人について、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて指名いたします。また、指名された使用人は取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないものとし、当該期間中の人事考課、異動、懲戒等については、事前に監査等委員会の同意を得たうえで実施します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、社外取締役3名により構成されております。各監査等委員は取締役会をはじめ重要会議に積極的に参加するとともに、重要書類の閲覧や代表取締役社長との意見交換会、主要な事業所の往査等により経営の監査・監督を行っており、内部監査部門及び会計監査人と連携を図りながら公正な監査を行う体制を整えております。

また、内部監査部門は代表取締役社長直轄の独立した組織である内部監査室が、内部監査規程及び内部監査計画に基づき監査を実施し、その 結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告することとしております。

#### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状は、定額報酬を基本としております。現段階においてインセンティブ付与に関する施策は実施しておりませんが、その効果等を考慮しつつ、その導入について今後検討してまいりたいと考えます。

#### ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

#### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明



平成28年12月期実績につきましては、有価証券報告書で次のとおり記載しております。 取締役の報酬 38,422千円(うち、社外取締役 16,422千円)

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、総務部が取締役会事務局として資料の事前送付を行うとともに、重要な案件について事前説明を行っております。

## 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)



当社は、平成28年3月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社はこれにより監査等委員会が取締役会の意思決定及び業務執行の状況につき監査を実施するとともに、取締役間の相互牽制により、取締役会自身が監督・監視機能を果たす体制に変更いたしました。

また、監査等委員会設置会社移行後も、経営効率の向上及び業務の迅速な執行を図ることを目的として執行役員制度を引き続き維持し、「業務執行の監督」と「経営の重要な意思決定」を行う取締役会、「取締役の職務執行の監査・監督」を行う監査等委員会、業務執行の役割を取締役から委任され「業務執行に関する重要事項の決定」を行う執行役員会にそれぞれ機能を明確に分離し、業務執行及び経営の遵法性及び妥当性を監査・監督できる体制をとっております。

#### (1)取締役会

取締役会は取締役9名(うち、監査等委員である取締役3名)で構成され、毎月1回の定期開催及び必要に応じた臨時開催により、業務執行に関する報告を受けるとともに、経営の重要な意思決定を行っております。

#### (2)監查等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役3名で構成されおり、全員が社外取締役であります。監査等委員会は毎月1回の定期開催及び必要に応じて適宜臨時開催することとしております。監査等委員はその経験や知見に基づき独立の立場から監査業務を遂行し、監査等委員会において監査の結果その他重要な事項について議論しております。また、内部監査室及び会計監査人と連携をとりながら、監査に必要な情報の共有化を図っております。

#### (3)執行役員会

執行役員会は、毎月2回の定期開催のほか、必要に応じて臨時に開催し、業務執行に関する報告並びに重要事項の決定を行っております。また、監査等委員は執行役員会に出席することを通じて、執行役員会の意思決定及び執行役員の業務執行状況につき監査を実施いたします。

#### (4)会計監査人

新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。平成28年12月期における会計監査業務を執行した公認会計士(指定有限責任社員業務執行社員)は大屋浩孝、春日淳志の両氏であり、また、監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、その他9名です。なお、同会計監査人の継続監査年数は、平成29年3月現在で8年であります。

#### 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査等委員会及び執行役員会による明確な機能分離により、適正な企業統治がなされるものと考えております。「業務執行の監督」と「経営の重要な意思決定」を行う取締役会、取締役会の意思決定及び業務執行の状況につき監査を実施する監査等委員会、業務執行の役割を取締役から委任され「業務執行に関する決定」を行う執行役員会にそれぞれ機能を明確に分離し、執行役員会は取締役会により監督され、また取締役会は全員が社外取締役で構成される監査等委員会により、経営の遵法性及び妥当性を監査・監督されており、これにより企業統治機能が働いてると考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

# 1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を実施しております。
その他	招集通知の発送日の前日に、当社ホームページに掲載しております。

# 2.IRに関する活動状況<sup>更新</sup>

	補足説明	代表者 自身記 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	通期業績説明資料を平成29年2月にホームページに掲載しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期業績説明資料を平成29年2月にホームページに掲載しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、その他適時開示資料のほか、業績説明資料等を掲載しておりま す。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しております。	

## 3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	行動憲章及び行動規範を制定し、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	全社においてISO14001を取得しております。なお、個々の事業所の取り組みとして、東海支店は、名古屋市から名古屋市エコ事業所の認定を受けています。また、北海道営業所は、札幌市の札幌エコメンバーに登録し、活動を行っております。

## 内部統制システム等に関する事項

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
- (1)取締役は、当社及び当社子会社が共有すべきルールや考え方を表した「JS Way」を通じて、企業倫理を確立し、並びに取締役及び使用人による法令・定款・社内規程の順守の確保を目的として制定した「行動規範」を率先垂範するとともに、その順守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図る。
- (2)コンプライアンスの推進について、実効性を確保するため、代表取締役社長を委員長とし、社外弁護士も参加するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。また、事務局としてコンプライアンス・リスク管理事務局を設置する。
- (3)コンプライアンス・リスク管理委員会委員長は、コンプライアンスを社内に定着させていくための仕組み「コンプライアンスプログラム」を通じて全社的なコンプライアンス推進体制の整備・運用に努める。
- (4)コンプライアンス・リスク管理委員会は当社の事業活動または取締役及び使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに 社内及び社外に設置する窓口に通報・相談するシステムとして、「コンプライアンスへルプライン」を整備する。
- (5)コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンスの周知徹底及び推進のための教育・研修を実施する。
- 、(6)内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。
- (7)コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンスに関わる事項を審議し、審議結果を取締役会に適宜報告する。
- (8)取締役及び使用人は、反社会的勢力に対して毅然とした対応をとり、一切の関係遮断に取り組む。
  - 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
- (1)取締役の職務の執行に係る情報については、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)管理責任者を委員長としたISMS委員会を設置し、文書管理規程及びISMSに基づき、保存及び管理を行う。
- (2)情報システムを安全に管理し、検証し、不測の事態に適切かつ迅速な対応が行われる仕組みを整備・運用する。
  - 3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
- (1)リスク管理の実効性を確保するため、代表取締役社長を委員長とし、社外弁護士も参加するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。また、事務局としてコンプライアンス・リスク管理事務局を設置する。
- (2)コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価及びリスクの予防措置の検討等を行うとともに、個別事案の検証を通じて、全社的なリスク管理体制の整備を図る。
- (3)不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
- (4)コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理の周知徹底及び推進のための教育・研修を実施する。
- (5)内部監査室は、リスク管理の状況を監査する。
- (6) コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理の状況等に関わる事項を審議し、審議結果を取締役会に適宜報告する。
  - 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- (1)取締役会は、執行役員に対して職務権限に関する規程に基づき適切な権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
- (2)定例の取締役会を毎月1回開催し、業務執行状況の報告及び経営上の重要事項の決定を行う。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (3)執行役員は、取締役会で定めた経営計画及び予算に基づき効率的な職務執行を行う。
- (4)執行役員会を毎月2回開催し、業務遂行上の重要事項について決定を行う。
- 5.会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について「親会社に対する対応」
- (1)経営の独立性を保ちつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。
- (2) 当社のコンプライアンス・リスク管理委員会は、常に親会社のコンプライアンス担当部門と連携をとれるよう体制を整備する。
- (3)親会社との取引については、法令に従い、必要に応じて取締役会において報告及び審議を行う。
- 「子会社に対する対応」
- (1)子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行うものとし、当社のコンプライアンス・リスク管理委員会が「コンプライアンスプログラム」を通じて子会社を含めたコンプライアンスの推進体制の整備・運用に努めるとともに、周知徹底及び推進のための教育・研修を実施する。
- (2)子会社を含めた「コンプライアンスヘルプライン」を整備する。
- (3)経営管理については、子会社の経営意思を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行うことを定め、子会社からの適切な報告体制を確保する。
- (4)内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役及び当社の取締役に報告する。
- (5)子会社の監査役と情報交換の場を定期的に設ける。
  - 6.財務報告の適正性を確保するための体制について

財務報告の適正性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の単体及び連結ベースでの財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

- 7.監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項について
- (1)監査等委員会の職務を補助すべき使用人について、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて指名する。
- (2)監査等委員会が指定する補助すべき期間中、指名された使用人は取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないものとし、当該期間中の人事考課、異動、懲戒等については、事前に監査等委員会の同意を得る。

- 8.取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及びこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- (1)当社並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社並びに子会社に対して著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。
- (2)監査等委員会が選定する監査等委員は、当社並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求め、また、業務執行に関する重要な書類の提示を求めることができる。
- (3)監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (4)監査等委員は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席することができる。
  - 9.その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- (1)代表取締役社長は、監査等委員会と相互の意思疎通を図るための定期的な会合をもつこととする。
- (2)内部監査室は、内部監査の計画及び結果の報告を、監査等委員会に対しても、定期的及び必要に応じて臨時に行って、相互の連携を図る。
- (3)監査等委員会が必要に応じて、会社の顧問弁護士とは別の弁護士、その他外部の専門家に相談ができる体制を確保する。
- (4)監査等委員がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、反社会的勢力との関係を遮断し、これら勢力や団体に関しては毅然たる態度で対応する 方針です。

当社の行動憲章及び行動規範において、次のとおり定め、これら勢力や団体との接触を未然に回避するとともに、反社会的勢力からの接触があった場合には、総務部を担当窓口として、必要に応じ所轄警察署、顧問弁護士らと連携をとりながら対応致します。

#### ·行動憲章(抜粋)

社会との関係: わたしたちは、社会から疑惑や不信を招 ことがないように、反社会的勢力及び団体とは毅然とした態度を示し、これらを排除する 姿勢を貫きます。

#### ·行動規範(抜粋)

わたしたちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断します。 また、これらの活動を助長するような行為を行ってはいけません。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向う必要があります。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

#### 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

# 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

[当社の適時開示体制の概要]

当社は、東京証券取引所(JASDAQスタンダード)の定める諸規則、その他関係法令及び社内規程に従い、決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報、その他会社情報に係る重要な情報であって、投資家の投資判断に著しい影響を及ぼすもの等の情報(以下、重要な会社情報という。)の適時開示に努めております。

当社の重要な会社情報は、情報取扱責任者の指揮の下、各部門責任者を通じ、総務部にて会社情報の集約・管理を行っております。情報取扱責任者を中心として開示の要否の検討を行った上で、開示が必要な場合には、開示担当部門の責任者である総務部長を中心に、同部または経理部、人事部にて資料を作成し、取締役会あるいは代表取締役の承認を得た上で、速やかに開示するように努めております。

## コーポレートガバナンスに係わる社内体制図

